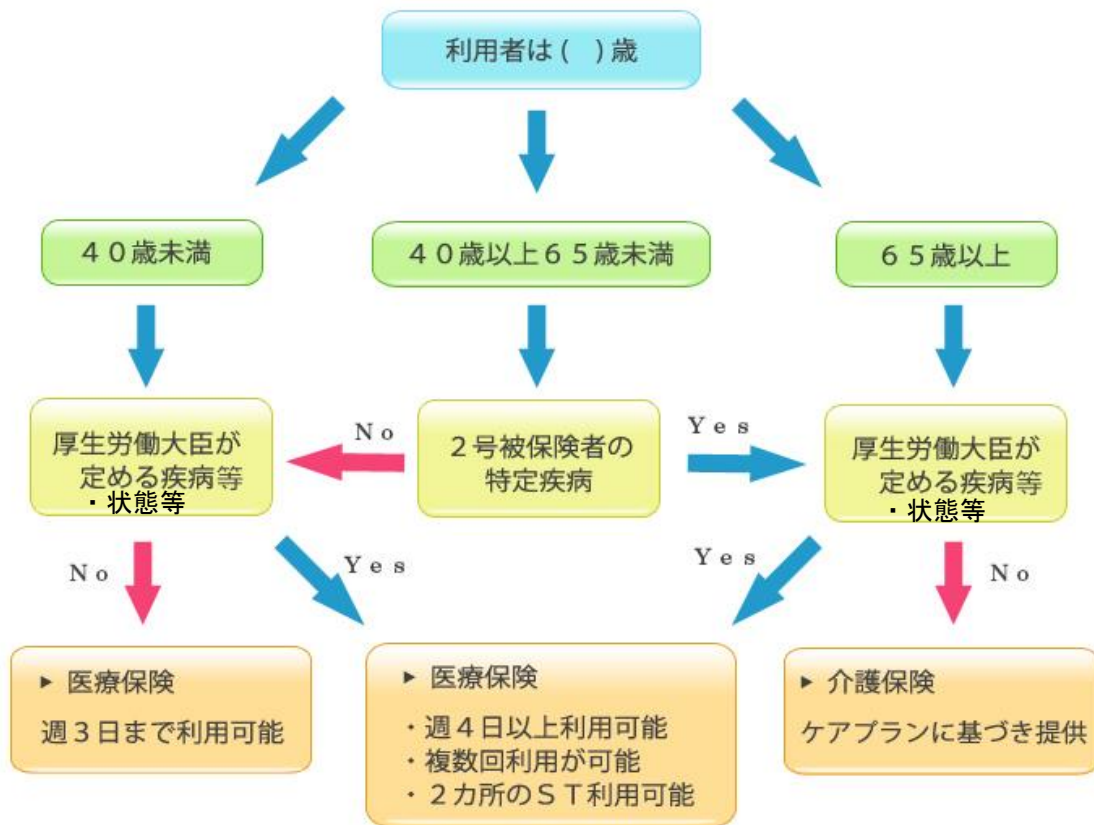


訪問看護ステーションご利用の手引き



I. 厚生労働大臣が定める疾病等

医療保険による訪問看護となります。週4日以上、2カ所以上の訪問看護ステーションの利用が可能です。1日の回数制限はありませんが加算費用が異なります。

1. 末期の悪性腫瘍	10. 多系統萎縮症(線条体黒質変性症,オリブ矯小脳萎縮症 及びシャイ・ドレーガー症候群)
2. 多発性硬化症	11. プリオン病
3. 重症筋無力症	12. 亜急性硬化性全脳炎
4. スモン	13. ライソゾーム病
5. 筋萎縮性側索硬化症	14. 副腎白質ジストロフィー
6. 脊髄小脳変性症	15. 脊髄性筋委縮症
7. ハンチントン病	16. 球脊髄性筋委縮症
8. 進行性筋ジストロフィー症	17. 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
9. パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺,大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって、生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る))	18. 後天性免疫不全症候群
	19. 頸髄損傷
	20. 人工呼吸器を使用している状態

※厚生労働大臣の定める疾病等は介護保険の利用者でも訪問看護は「医療保険」で行います。

II. 厚生労働大臣が定める状態等

厚生労働大臣が定める状態等の場合は、2か所の訪問看護ステーションの利用が可能です(週7日の訪問看護が計画されている場合は3か所)。

さらに長時間(90分まで)や複数名の訪問看護も受けられます。

A. 厚生労働大臣が定める状態等(特掲診療科の施設基準等別表第8に掲げる状態等)

1. 在宅悪性腫瘍患者指導管理または在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
気管カニューレまたは留置カテーテルを使用している状態
2. 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理といった指導管理を受けている状態にある利用者
3. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
4. 真皮を越える褥瘡の状態
5. 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している利用者

B. 厚生労働大臣が定める状態等で算定、実施が可能な主な項目

- ・難病等複数回訪問加算(診、看)
- ・長時間訪問看護・指導加算(診)、長時間訪問看護加算(介、看)
- ・複数名訪問看護加算(診、看)
- ・在宅移行管理加算(診)
- ・特別管理加算(介、看)
- ・退院時共同指導料1(診)、退院時共同指導加算(看)に上乗せされる特別管理指導加算
- ・退院時共同指導加算(介、看)を2回算定可
- ・退院支援指導加算(看)
- ・訪問看護基本療養費(Ⅲ)(看)
- ・週3日の訪問制限を受けない(訪問看護のみ)
- ・特別の関係にある医療機関と訪問看護ステーションにおける同日の訪問看護の報酬算定
- ・2か所の訪問看護ステーションによる訪問看護の提供(週7日の訪問なら3か所まで可)
- ・緊急時訪問看護加算と早朝・夜間・深夜訪問看護加算の併算定可(月2回目以降)(介)
- ・介護療養型医療施設などの退院、退所日の訪問看護可(介)

報酬項目 診＝診療報酬、介＝介護報酬、看＝訪問看護療養費

介護保険の加算は訪問看護ステーションが算定

Ⅲ. 介護保険の特定疾病

40 歳以上 65 歳未満の 2 号被保険者が介護保険を申請できる疾病

1. 末期のがん

(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)

2. 関節リウマチ

3. 筋萎縮性側索硬化症

4. 後縦靭帯骨化症

5. 骨折を伴う骨粗鬆症

6. 初老期における認知症

7. 進行性核上性麻痺大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病

8. 脊髄小脳変性症

9. 脊柱管狭窄症

10. 早老病

11. 多系統萎縮症

12. 糖尿病性神経障害 糖尿病性腎症 糖尿病性網膜症

13. 脳血管疾患

14. 閉塞性動脈硬化症

15. 慢性閉塞性肺疾患

16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

(お問い合わせ)

りは職人訪問看護ステーション

立川市柴崎町 3-18-29-1 階

042-548-5903

(参考)

1. 医療保険の長時間看護（最大 90 分まで）が受けられる方

週 1 回まで（超重症児・準超重症児は週 3 回まで）

【厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者】

- 人工呼吸器を使用している状態にある者
- （人工呼吸器を装着していない）長時間の訪問を必要とする 15 歳未満の超重症児・準超重症児
- 特別訪問看護指示書を受けている者
- 急性増悪や終末期、気管カニューレ、真皮を超える褥瘡（じょくそう）
- 特別な管理を必要とする患者（特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる状態等の者）
 - 一．在宅悪性腫瘍患者指導若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
 - 二．在宅自己腹膜灌流（かんりゅう）指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
 - 三．人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
 - 四．真皮を越える褥瘡の状態にある者
 - 五．在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

2. 医療保険で週 4 日以上 of 訪問看護が受けられる方

一回の訪問看護の時間は最大 90 分まで

【厚生労働大臣が定める疾病等の患者】

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上かつ生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群若しくは頸髄損傷の患者又は人工呼吸器を装着している患者、別表第八に定める患者

（特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる状態等の者）

- 一．在宅悪性腫瘍患者指導若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- 二．在宅自己腹膜灌流（かんりゅう）指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
- 三．人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- 四．真皮を越える褥瘡の状態にある者
- 五．在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者